

瑞穂監第46号
平成27年3月27日

瑞穂市長
堀 孝 正 様

瑞穂市議会議長
若 園 五 朗 様

瑞穂市代表監査委員 井 上 和 子

瑞穂市監査委員 広 瀬 武 雄

定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定により、「都市管理課」の定期監査を実施したので、同条第9項の規定により監査結果に関する報告書を提出する。

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の対象

「都市管理課」における平成26年4月1日から平成26年11月末日までの財務に関する事務の執行と、重点項目として「駐輪場」についての監査を行った。

都市管理課は、課長以下9名の職員と補助職員1名で次の事務を行っている。

- (1) 市有建築物の新設、改修の施工に関する事
- (2) 交通安全施設の設置及び管理に関する事
- (3) 都市公園及び児童遊園地の施設管理に関する事
- (4) 放置自動車、自転車等に関する事
- (5) 自転車等駐車場の管理及び運営に関する事
- (6) 屋外広告物に関する事
- (7) 道路、水路、都市下水路及び河川の管理に関する事
- (8) 排水機等の維持管理に関する事
- (9) 道路及び水路の占用等に関する事
- (10) 砂利採取法に関する事
- (11) 法定外公共物に関する事
- (12) 地籍調査に関する事
- (13) 官民境界に関する事
- (14) 区長会に関する事
- (15) 街路灯に関する事
- (16) 市営住宅に関する事

2 監査の実施日

平成27年1月15日(木)

3 実施した監査手続

監査の対象となった財務に関する事務の執行及び「駐輪場」の状況について、提出された資料を基に、通常実施すべき監査手続を実施した。

第2 監査の結果と意見

1 財務について

(1) 執行状況について

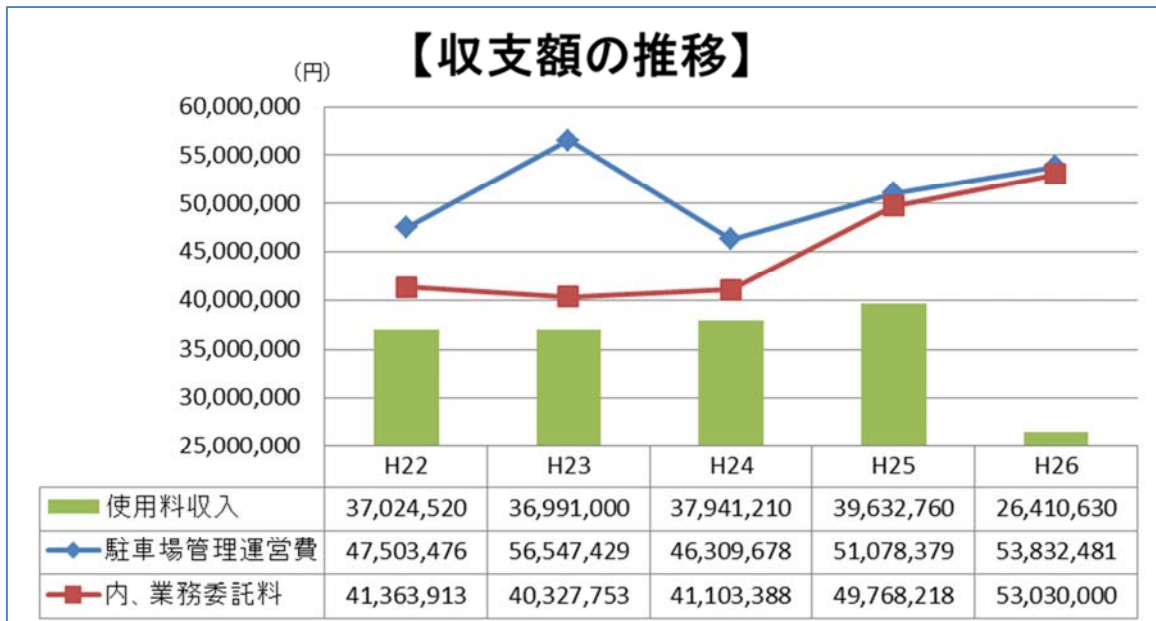
「都市管理課」における財務の執行については、次のとおりで、財務の事務は概ね適正に執行されているものと認められた。

平成 26 年 11 月末現在

| | 予 算 額 (円) | 収入・執行済額 (円) | 比率 (%) |
|-----|-------------|-------------|--------|
| 歳 入 | 145,779,000 | 57,892,500 | 39.7 |
| 歳 出 | 650,690,000 | 298,241,472 | 45.8 |

(2) 駐輪場等に係る収支額の推移について

平成 22 年度以降の自転車駐車場等使用料及び駐車場管理運営費の推移は、次のとおりである。なお、以下の収支額の中には、重点項目とした駐輪場のほか、駐車場に係る分が含まれている。



※平成 26 年度は 11 月末時点の執行・収入済額を計上

平成 23 年度の駐車場管理運営費が突出している理由は、自動車駐車場整備工事費として、10,483,200 円の支出があったことによるものである。また、平成 25 年度に駐車場管理運営費が増嵩した要因は業務委託料であり、指定管理者制度の導入が影響しているものと思われる。

なお、自転車駐車場等使用料による収入は増加傾向にあるが、駐車場管理運営費を回収するまでには至っていない。

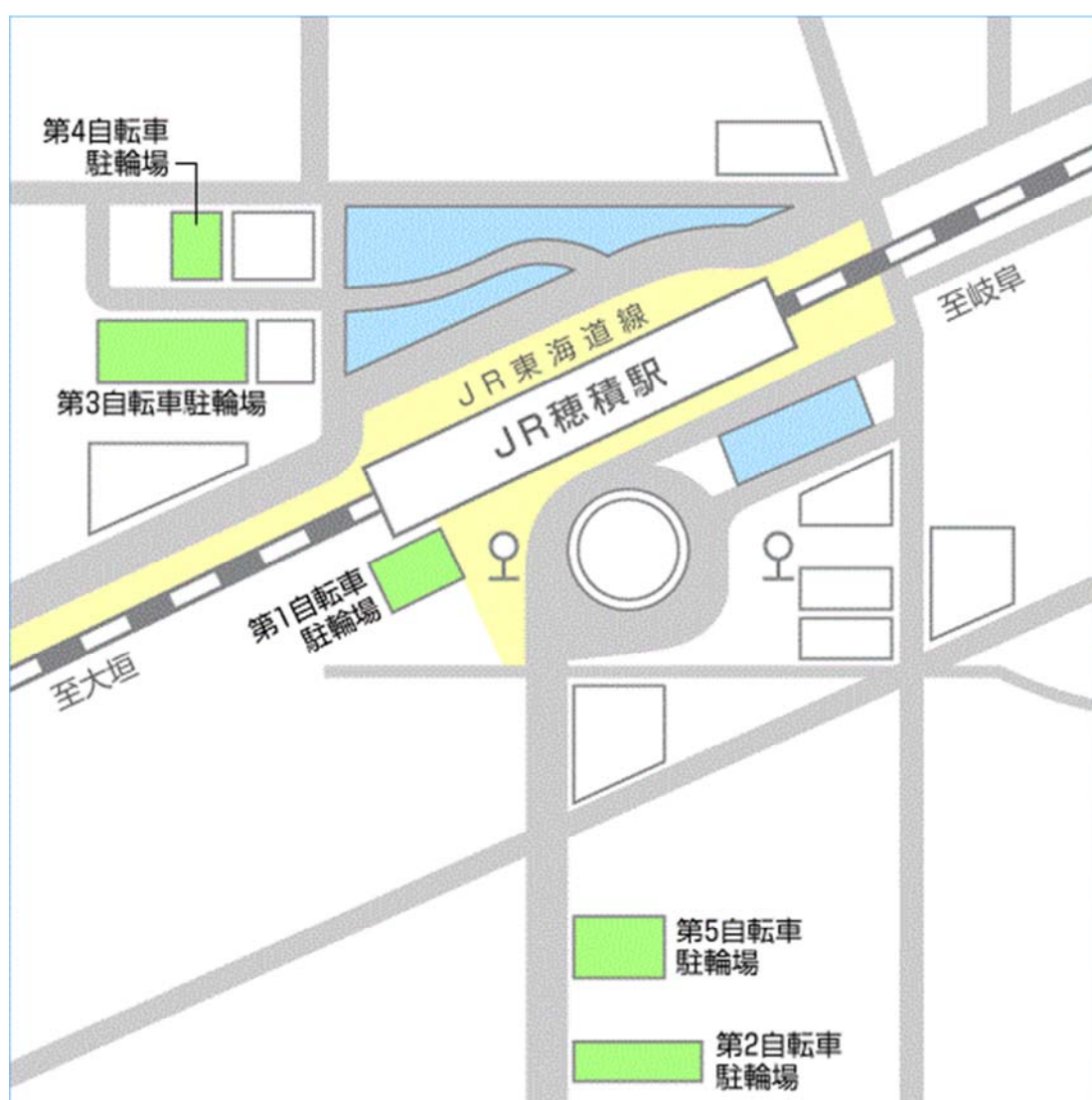
2 駐輪場について

(1) 概要

| 施設名 | 利用開始年月 | 階数 | 敷地面積 | 種別 | 利用可能台数 | 稼働率 |
|-------|--------|----|-----------------------|---------|--------|-------|
| 第1駐輪場 | S59.9 | 2階 | 500.22 m ² | 自転車 | 511台 | 95.3% |
| | | | | 原動機付自転車 | 43台 | 75.8% |
| 第2駐輪場 | H6.4 | 2階 | 410.89 m ² | 自転車 | 574台 | 50.6% |
| 第3駐輪場 | H9.10 | 3階 | 433.26 m ² | 自転車 | 610台 | 94.3% |
| 第4駐輪場 | H9.10 | — | 96.08 m ² | 原動機付自転車 | 34台 | 90.4% |
| 第5駐輪場 | H10.4 | — | 59.41 m ² | 原動機付自転車 | 46台 | 23.8% |

※都市管理課提供資料より抜粋

※稼働率は、平成26年度11月末時点



※瑞穂市 WEB サイトより（一部加工）

(2) 指定管理業務委託料について

指定管理者制度のメリットは、管理に要する経費の縮減による①当該施設の利用料の低料金化をはじめとした住民サービスの向上、②地方公共団体の支出する委託料等の低減にあるとされる。

当市においても、施設の維持管理経費の低減が、指定管理者制度を導入した目的の1つであると考えられる。しかしながら、事業費を比較する限り、この目的が達成されたとは言い難い。

現在、駐輪場等の指定管理者には(一財)瑞穂市ふれあい公共公社(以下「ふれあい公社」という。)が指定されている。ふれあい公社は、市が設立した法人で、その設立目的は市民の福祉向上に寄与することであり、利益の追求ではない。

指定管理業務委託料は、ふれあい公社の見積りにより積算されているとのことであった。平成25年度のふれあい公社の決算報告書による利益からすると、委託料が妥当とは判断しがたいため、積算根拠の見直しに努めていただきたい。

(3) 稼働率について

駐輪場の利用可能台数及び稼働率は、(1)概要に示したとおりである。第1・第3・第4駐輪場の稼働率は高いが、第2・第5駐輪場の稼働率は低い。特に、第2駐輪場は利用可能台数が多いにもかかわらず稼働率が低いため、早急に改善を図る必要があるものと思われる。

稼働率については、平成22年度の包括外部監査で、「(第1駐輪場の1階以外の)供用時間の見直しを行い、稼働率の向上を図ることを検討することが望まれる」と報告されている。これに対し、担当課は当時、防犯面・コスト面の負担を理由として、供用時間の拡大は行わないと回答している。

しかし、ふれあい公社の平成26年度事業計画書には、平成25年11月に行った利用者アンケートにおいて、供用時間の拡大を望む声が多かったことから、一步踏み込んだ調査研究を行うと記載されている。

稼働率の向上は使用料収入の増加につながるため、供用時間の拡大等、稼働率の向上につながる対策を検討されたい。また一方で、担当課は駐輪場の無人化による経費削減を考えているようであるが、いずれにせよ、収支バランスの改善に向けて対策を講ずるとともに、改善できないようであれば、統廃合という選択肢も視野に入れていただきたい。

3 区長会協議会研修事業旅費について

区長会協議会研修(10月2・3日実施)の旅費として、河川維持修繕費から740,000円、秘書管理費から20,000円が支給されていた。支給内訳は、次のとおりである。

| 区 分 | 支給額 | 支出事業 | 細 節 | 備 考 |
|-----|-----------|---------|------|---------------|
| 区 長 | 700,000 円 | 河川維持修繕費 | 特別旅費 | 20,000 円×35 人 |
| 部 長 | 20,000 円 | 秘書管理費 | 職員旅費 | 旅行明細 20,558 円 |
| 課 長 | 20,000 円 | 河川維持修繕費 | 特別旅費 | 旅行明細 20,558 円 |
| 担 当 | 20,000 円 | 河川維持修繕費 | 特別旅費 | 旅行明細 17,358 円 |
| 合 計 | 760,000 円 | | | |

担当課によると、過去からの経緯により、一人一律 20,000 円の研修旅費を区長に支給しているが、区長の定義は明確でないとのことであった。

旅費を支給するには、条例等の根拠が必要であるが、定義が明確でない区長に対し、どの条文をどのように解釈し、適用しているか定かではない。そのため、研修費用を旅費として支給することが適切であるか判断しかねる。

また、職員（部長・課長・担当）については、旅行明細額と支給額が一致しておらず、適正な処理とは言い難い。

区長会協議会研修については、区長の役割の一つに治水に関することがあることから、その必要性は高いとのことであった。研修の趣旨（目的）を明確にするとともに、適正な会計処理を図っていただきたい。

4 道路修繕等について

現在、市が管理する市道の延長は 500km を越えているとともに、整備から数十年を経過した道路も多く存在する。そのため、幹線的なネットワークを構成する 1 級・2 級の道路については、当年度、道路舗装に係る中期修繕計画を策定したとのことであった。

今後は、この修繕計画に沿って、破損の多い箇所から計画的に整備をしていくとのことであるため、市全体のバランスを考慮し、地区により、その整備・修繕に差が生じることのないよう、適切に維持管理を行っていただきたい。

5 公園内の花壇の管理について

当年度の公園清掃等業務委託は、当初 8,754,640 円の契約であったが、6 月に 739,640 円の増額変更が行われ、現在 9,494,280 円となっている。この増額変更の理由は、これまで地元が管理していた公園内の花壇を、市が管理しなければならなくなったことによるものである。

公園内の花壇を地元が管理している公園は他にも存在する。どのような経緯で地元管理となっていたか調査を行うとのことであったので、早急に確認をしていただくと同時に、地元管理していただけなくなった場合の対処方法について検討していただきたい。

以上